

## 延長保育利用手続きの手順

延長保育は勤務証明書に基づき、18:01 を超える保育を必要とし、認められた方に対して行っています。定期的利用の月極と、非定期的利用のスポット利用が可能で、利用において申請書の提出をもって契約となります。短時間保育の方は、月極の利用はありません。手続きにおいて毎月 1 日付けに定期的利用の月極利用か、非定期的利用のスポット利用かに、利用申請の申し込みをされている契約での料金が発生となります。

ただし、前月の末日までに翌月の契約（月極契約またはスポット及び延長保育利用時間変更）の申請をし直して頂ければ、翌月 1 日から契約の変更ができます。

利用時間の変更においてはシフト表など確認させていただく場合があります。

お仕事が休みの日、リフレッシュなどでの利用はできません。

土曜日の延長保育は実施していません。

18時31分以降の利用で完了食以降のお子さんには、18:30分以降に補食の提供をします。3歳児・4歳児・5歳児クラスは18時30分以降スポット延長をご利用の方は別途1食10円、月極延長をご利用の方は別途月200円が加算されます。

### ～夕食の対応について～

夕食提供の基準は、勤務証明書に基づいて19時以降20時までの保育が必要で19時以降の保育が認められた方のみ、利用できます。なお、完了食以降の提供となり、離乳食の提供はありません。

★申し込みは利用日の3日前までです。食材発注のため、それ以降は受付ができません。早めにわかる方は、わかり次第お知らせください。

定期的に利用される方は、前月からの利用申し込みが可能です。

★キャンセルの場合は、3日前までに申込書の訂正をしてください。その場合、料金は発生しませんが、食材を発注しているため、利用予定日から3日以内のキャンセルの場合は料金をいただきます。（3日前が土日、休日の場合は、その前日の平日が基準日となります。）

★夕食が必要な方は、必ず申込書の提出をお願いします。

キャンセルの場合も申込書にキャンセルの旨を記入してご提出ください。

★食費は延長保育料とは別で、一食300円です。

月末締めで翌月に請求します。

★夕食の提供時間は18時31分以降です。